

第2回 北栄町隣保館運営審議会・児童館運営委員会

日時 2019年12月9日(月)
午後7時～午後8時30分
会場 ほくほくプラザ(北栄人権文化センター)

日程

1 開会

2 あいさつ

3 審議会・委員会の成立について

※北栄町隣保館の設置及び管理に関する条例第8条第2項、北栄町児童館管理運営規則第7条第2項の規定により、委員11名中半数以上の10名の参加があることにより会議成立

4 ほくほくプラザ(北栄人権文化センター) 協議・報告事項

(1) 2019(令和元)年度事業実施状況について・・・P3

(ア) 隣保館事業

質疑等なし

(イ) 児童館事業

質疑等なし

※児童館行事実施状況(自己点検表)は県の児童館監査の監査対象資料(本委員会による第三者評価対象資料)を兼ねることを説明

(ウ) その他(共通項目含む)

質疑等なし

(2) 2020(令和2)年度事業計画について・・・P12

(ア) 隣保館事業

質疑等なし

(イ) 児童館事業

質疑等なし

(3) その他

来年度から町の総合計画にSDGs(持続可能な開発目標:2030年までに世界をもっと良くするために世界中の人が取り組むべき17分野の目標)の考え方が明記されることを受け、ほくほくプラザ事業においても、SDGsの視点で関係各所との連携を意識しながら、人権や社会教育に取り組むことを説明

5 その他

6 閉会